

能登半島地震で露呈した問題点に取り組むことを要求し、 あらためて原発再稼働に反対する

2024年1月1日に発生した能登半島地震の特徴は、延長150kmにわたって岩盤が破壊された“連動型地震”と能登半島北部沿岸での“地震性隆起”の発生とされている。前者では能登半島地震以後、沿岸域の活断層評価とその連動性の知見が十分ではないことが判明したため、国の地震調査委員会は8月5日、兵庫県北方沖から新潟県上越地方沖の海底活断層の長期評価を行い、能登半島から上越沖で最大マグニチュード8.1の地震発生のおそれがあることを公表した。また、後者では能登半島北部が85kmにわたる最大4mの隆起が発生し、あらたに4段目の構造段丘が誕生した。能登半島北部沿岸では、13～12万年前の中位段丘が標高100～120mに達しているが、このことは1万年で10mの地震性隆起がくりかえされてきたことを意味している。この地震性隆起は、能登半島の志賀原発周辺に限ったことではなく、他の原子力発電所の立地地盤にも共通する可能性があり、原発立地地盤の後期更新世以降の地殻変動を再検討する必要がある。

震度5強の揺れを観測した志賀原発では、外部受電用変圧器の配管が破損し、送電線の数回線が使えなくなった。“外部電源喪失”は重大事故であるが、北陸電力から住民側にはすぐには連絡されなかった。また、震源断層からは30km近く離れているにもかかわらず、敷地内には35cmの段差などの地盤変状が生じた。なお、珠洲市では1975年に関西・中部・北陸電力から珠洲原発立地計画が出されたが、地元の根強い反対運動により2003年に凍結された。今回の地震は、まさにその珠洲市直下で起きた。もし原発が立地されていたなら、取り返しのつかない事態を招いたことであろう。

原発事故の避難計画については、事故後の状況を十分に想定した計画ではなかったことが判明した。放射性物質の放出時には「避難」や「屋内退避」が指示されているが、道路が破壊・寸断された場合の「避難経路」の確保や、多くの建物が倒壊した時の「屋内退避計画」など、現実的でないことが明らかになった。このことは能登半島地域だけでなく、全国の原発立地地域に共通した問題である。

このように、今回の能登半島地震は、他の沿岸域の活断層の詳細調査の必要性や地盤隆起を含む原発の立地問題、現存する原発の徹底した耐震管理の重要性、そして地震時の原発周辺住民の避難計画の見直しなど、多くの問題点を浮き彫りにするとともに、ますます変動帯にある日本での原発の危うさを露呈させた。私たち地学団体研究会は、国がこれらの問題点に早急に取り組むことを要求するとともに、あらためて、変動帯におけるリスクを考慮しない原発再稼働政策に強く反対するものである。

2024年8月18日

第78回地学団体研究会総会（つくば）